

## 第2回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成22年11月18日(木)14時00分～17時15分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、北澤哲弥委員、石井庄太郎委員、伊藤壽紀委員、内海優委員、河村保輔委員、椎名博信委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上16名)

※欠席 有馬和子委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、深沢規夫委員(4名)

市側出席者 金子企画部長、渡辺健康部長、林環境部長、小原児童家庭課長、西岡環境保全課長、事務局(山崎企画調整課長、三澤、石原、三輪、市川、矢野)

傍聴者 0名

議事内容

1. 序論について(その2)
2. 分野別計画 第1章
3. 分野別計画 第2章
4. その他

### ■資料の確認

(会長)

- ・資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

- ・一枚の紙でお配りしているのが、本日の次第です。まず資料1として、第1回 船橋市総合計画審議会の議事要旨、資料2として、第2回総合計画審議会の進行表。これは、前回の審議会で、その日の内容と到達点を共有して議論を進めていきたい、という委員からのご意見があったことによりお付けしたもので、本日はこの進行表を共有していきたいと思います。そして資料3、これは前回の審議会で、課題として残っていたものを抜き出し、本日どのように議論していくかを整理したものです。それに付随して資料3の別紙。次に資料4ですが、こちらは現行のコミュニティの人口と面積を表しています。現在24あるコミュニティを仮に27にした場合の人口や面積が、どのくらいになるのかをこの表を見ながらご議論いただければと思います。資料5は、前回の審議会で、見づらいつとご指摘をいただいた土地利用現況図で、5-1は、前回は示していなかった面積比を載せた土地利用状況の図表。5-2は、平成13年の土地利用現況図、5-3が、平成19年の土地利用現況図です。資料6は、素案の修正・訂正箇所を一覧にしたものです。以上です。

### ■委員自己紹介

(会長)

- ・前回事務局から各委員を簡単に紹介していただきましたが、もう少し各委員にそれぞれの関心等について簡単に自己紹介していただきます。
- ・私は法政大学の政策創造研究科に所属しています。以前は同大学の法学部に所属していましたが、平成20年度から学部とは独立して設置された研究科に移籍しました。
- ・専門は行政学であり、以前は国の地方分権推進委員会の参与や、外務省の施策評価のアドバイザーを行っていましたが、現在は自治体での活動が殆どとなっています。実務と理論の両面から関わっていきたいと考えています。

(副会長)

- ・今回の審議会では、3つの側面から貢献できると考えています。1点目は、船橋市民の3分の2は私も含め、船橋出身ではなく、他地域から移り住んできた「船橋外人」です。この「船橋外人」の視点からの意見を述べるができると思います。2点目は、外国勤務が多く、ロンドン、パリ、ニューヨークに家族連れで住んでいたが、周囲に助けられたことも多くありました。そのような経験から意見を述べたいと考えています。3点目は、私が新潟大学で教鞭を執っていた時、ちょうど新潟市が政令指定都市に移行する時期でした。それに伴って、様々な審議会等に参加した経験があるため、その経験が活かせるのではないかと考えています。

(金沢委員)

- ・船橋市議会議員を務めており、日本共産党に所属しています。市議会議員であるため専門性はないが、総務常任委員会の委員を務めており、計画を審議しています。今回は総合計画審議会の委員として参加することになりました。

(川井委員)

- ・耀（かがやき）に所属しています。専門は都市計画と造園で、NPOや自然保護団体の立場で自然保護に係わる活動を行っていました。前回の基本計画では、自然科学系の分野が手薄のように感じ、関心を持っています。今回の総合計画では市民生活の中に自然環境を大きく取り込んだ計画にしていきたいと考えています。

(斎藤委員)

- ・公明党に所属しています。住まいは船橋市の北部であり、東京近郊にも関わらず、周囲は緑が豊富です。ぜひとも、環境的な面を含んだ新たな計画を目指していきたいと考えています。
- ・一方で、北部は交通アクセスが悪いため、歩いて暮らせるまちづくり、いわゆる「コンパクト・シティ」という方向性が打ち出せるとよいと考えています。

(まき委員)

- ・市民ネットワークという政治団体に所属しています。住まいは習志野市の近くである津田沼駅になるため、市境に興味を持っています。
- ・また、中村副会長同様に、船橋市には引っ越してきた身ではありますが、大学時代には東京から西千葉駅まで通学しており、夫も小学校6年から船橋市に暮らしています。
- ・子どもを3人がおり、子どもたちにとってできるだけよい町になってほしいという思いがきっかけとなり、市議会議員に立候補しました。
- ・現在、長男が鴨川市に結婚後住んでいるため、そこと比較して船橋市のよい面・悪い面について感じており、この観点からも意見を述べていきたいと思います。

(北澤委員)

- ・千葉県生物多様性センターに所属しています。同センターは、平成20年に千葉県に設置された生物多様性ちば県戦略を推進するための組織です。生物多様性及び「生態系サービス」とよばれる里山・里海における生物多様性の便益を活用するための課題や解決方策についての研究を進めています。
- ・船橋市の環境基本計画の策定委員にも参画しています。

(石井委員)

- ・生まれも育ちも船橋市です。27年間、民生委員を務めており、千葉県の副会長を二期務め、本年8月から社会福祉協議会会長にも就任しています。
- ・市民活動には長らく関わってきたため、いかにして船橋市がよくなるのかを皆さんの意見を聞きながら考えていきたいと思います。

(伊藤委員)

- ・JAいちかわに所属しています。JAいちかわというと隣接の市川市をイメージされるかもしれませんが、6年ほど前にJA船橋とJAいちかわが合併したため、船橋市の所管も行っていきます。近年では、柏市のJA田中とも合併し、浦安、市川、船橋、柏の4市にまたがる農協となりました。
- ・JAいちかわの専務理事を務めていますが、普段は農家です。

(内海委員)

- ・船橋市漁業協同組合の組合長の依頼を受けて軽い気持ちで参加したが、現在では責任の重さと少しの後悔の念を感じています。
- ・住まいが湊町であり、漁師町で約40年間仕事をしてきました。そのため、船橋市の北部とはあまり縁がありませんが、南部については意見を述べられるのではないかと考えています。

(河村委員)

- ・定年退職まではいわゆる「船橋都民」であり、東京都に勤務し、船橋市には寝に帰るだけの生活でした。
- ・定年退職を機に、船橋市を知り、可能であれば地域に密着した活動をしたと考え、市民大学校に入り、その後生涯学習コーディネーター連絡協議会の会長に携わっています。生涯学習という切り口から意見を述べられればと思っています。
- ・また、個人的に、船橋の産業、特に中小企業について興味を持っています。これについても審議会を通じて勉強できればと考えています。

(椎名委員)

- ・船橋商工会議所に所属しており、役職は商業第1部会の副部長であり、地域振興委員会の委員長も今月から務めています。
- ・地元はJR津田沼駅です。大正時代から津田沼におり、長く商売しています。地元の商店会の会長も務め、現在で12年目です。
- ・船橋市が周辺市と合併できればよいと感じ、様々な活動に参加していたが、現在では合併の議論が流れてしまい残念に感じています。将来に向けて、政令市ができればよいと考えています。
- ・本日の午前中は、前原小学校の評議委員会に参加し、元気な子供の姿を見ることができました。反面、それぞれの学校が抱えている問題があると感じました。船橋の将来を作っていく子供を健全に育成するためにも、総合計画審議会は大切な役割があるのではないかと感じています。

(村田委員)

- ・「青少年の環境を良くする市民の会」に、長い間参加しています。
- ・神戸出身ですが、親に連れられて船橋に引っ越してきました。学生時代は船橋の町の雰囲気あまり好きではなく、船橋に住んでいるとあまり言いたくありませんでした。
- ・子どもを出産した際に、ふるさとを愛せるまちづくりが重要ではないかと感じました。子どもたちが誇れて、健全に成長できる空間作りが大切ではないかと感じています。
- ・また、未来を語るとすれば子どもだと思えます。今の時点から、しっかりと手を入れて育て上げていけば、日本の未来について豊かな夢が持てるのではないかと感じています。

(本木委員)

- ・中村副委員長の言葉を借りると、「船橋外人」ですが、昭和36年から半世紀船橋市に住んでいるため、外人とは思っていません。当時の新京成線の高根公団駅は、ガス、上下水道がなく、道路がまったく舗装されておらず、山を切り崩したところに家を建て、22世帯で町会を立ち上げました。この町会も、今では1,300世帯ほどの規模となりました。船橋市の自治会も現在は820くらいあり、全195,000世帯である。この審議会には船橋市自治会連合協議会代表として参加しているが、その副会長兼事務局長を務めており、住民から多くの意見を頂戴しています。この審議会を通じて、市民の意見を代弁させて

いただきたい。

(森田委員)

- ・公募委員で参加しています。普段は市民団体の代表の他に、三井住友銀行に勤めています。
- ・出身は関西ですが、海外や東京などを転々とし、船橋には13年間住んでおり、海外勤務がなければ、ここに骨を埋めたいと考えています。
- ・前回の船橋市市民会議にも参加し、いろいろな人とお話させていただいた経験や、政治・国・地方を見ていて思うところがあり、今回公募に至りました。市民視点、あるいは船橋市民のマジョリティの意見が述べられるのではないかと考えています。

(山下委員)

- ・公募委員で参加しています。私は民生委員を25年つとめたなかで、つくづく地域福祉が変わってきたことを実感しています。  
例えば、29歳の近所の女性が地域福祉に関心を持ち、ストックフォルム等を訪問し、これから一年間、ニューヨークで福祉の勉強をして、帰国したら、地域で老若男女が集えるコミュニティカフェのようなものを立ち上げたいと行って旅立ちました。これからの地域社会は皆が協力しあわないとすすめられないと、かなりの人たちは気づき始めました。  
孫、子の為、行政のちからをかりながら、自分たちで住みやすい街を作ろうという機運が芽生えつつあることを肌で感じております。現場からの意見を述べていきたいと思っています。周囲での福祉が変わりつつある中、総合計画審議会委員の公募委員として参加させていただきました。

## 1. 序論について (その2)

(事務局)

### 一資料3「第1回審議会 積み残し事項の整理」説明

- ・序論第2章第1節「3. 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性」について。本木委員から、バリアフリーの一環として、超高齢社会を迎える中、坂道をどうするのかといった視点での議論をお願いしたい、というご意見がありました。また、村田委員からも同様に、市民生活者の視点から考えてもらえるとうれしい、というお話がありました。こちらに関しては、もう少しどのようにこの基本計画の中で考えるのか、ということをご議論いただきたいと思います。
- ・序論第2章第1節「5. 生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性」の記述方法について。金沢委員から、災害・防災対策は、都市基盤整備の問題であり、具体的な対応が必要。不安感の解消（メンタル面）と一緒に語られていることに違和感があるというご意見がありました。また、まき委員からも「5.」の記述について、

市ができること、市がやるべきこと、自然災害的に起こること、人為的に起こってしまうことが、一つの章立てで書かれていることに違和感があるというご意見がありました。これについては、後ほど資料3の別紙で説明します。

- ・序論第2章第1節「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」について。本木委員から、「公共的な取り組みへの参画に意欲を持つ人々が増加しています」という認識について、どう捉えればよいか。実際には、船橋においては増えていないのではないかとのご指摘がありました。また、副会長からも「意欲が増加した」というのが気になるなら、「認識が増加した」という記述にしてはどうかとのご指摘がありました。こちらについても、後ほど別紙で紹介します。
- ・序論第2章第1節 全般について。金沢委員からは、市民の家計状況をどうするのか、ということをご指摘がありました。まき委員からも、格差と貧困の状況が、序論の6項目の中で所々に書かれているが、まだ現状認識が甘いとのご意見がありました。これについても、後ほど別紙で整理します。
- ・北澤委員、河村委員から、6つの課題、相互の関連の問題があるのではないかと。またこれ以外にも課題があるのではないかと、といったご指摘がありました。
- ・河村委員から、どのような観点から6つに絞ったのかの説明を求められています。
- ・副会長から、前回の人口推計との違いについての説明を求められています。
- ・序論第2章第2節 コミュニティについて。川井委員、本木委員から、「27 コミュニティにしていく」という表現が適切なかどうか、もう少し事務局からの説明が必要とのご意見がありました。この後、別紙で説明します。
- ・序論第2章第2節 土地利用について。資料のカラー版の提供を求められました。
- ・序論第2章第3節 計画における市民と行政の役割について。市民視点で行政が参加することが必要だと書くのは、強制の意味合いが強いのではないかとのご意見がありました。どのような書き方がよいのか、市民の役割という文言を入れない方がよいのかどうか、ということを含めてご議論いただければと思います。
- ・その他ですが、椎名委員から、隣接市町村と一緒に行動できることがないかと、研究することは有益だと思うので、次回、調べられる範囲で教えてほしいとのご意見がありました。後ほど別紙で説明します。
- ・論点は以上の通りです。

(会長)

- ・審議会として決定していく必要があると考えています。一方で、全て詳細に確認することは困難であるため、時間の許す範囲で検討してみて、どの程度議論ができるのかを検討していきたいと思えます。
- ・序論第2章第1節。本木委員と村田委員からのご意見。まずは、本木委員からどのような方向性があり得るのか、もう一度お願いします。

(本木委員)

- ・公共交通活性化協議会でも、坂道の問題を提起してきました。不便地域を定義するときに、駅までの距離と歩行時間を含めて設定しているが、高齢者にとっての坂道を考慮すべきであるという趣旨で意見を申し上げており、取り入れていただいています。
- ・この問題は、総合計画・基本計画の中で触れるべきなのかは疑問があり、都市計画マスタープランで検討すべき問題とも考えています。

(会長)

- ・都市計画マスタープランで取り上げるべきだという意見でしたが、基本計画の中でも反映できる場面があれば発言していただきたい。

(村田委員)

- ・率直な感想を述べさせていただきました。
- ・平地に住んでいる人はあまり感じていないかもしれないが、高台の地域に住んでいる高齢者は坂道に負担を感じています。私が住んでいる場所も以前は砂利道であったが、舗装されたことで角度が急になったと感じました。特定の事象だけではなく、施策や工事を行う際には、生活者の視点から総合的に考えていただきたいという趣旨で発言させていただきました。

(会長)

- ・結果的に対応が難しい場合には仕方ないかもしれないが、事務局から何か提案があれば、発言していただければと思います。
- ・本木委員や村田委員の意見について、素案の中で、具体的な改善案があれば、再度発言をお願いします。
- ・次いで、資料3について別紙について説明をお願いします。

(事務局)

－資料3別紙「序論第2章第1節「5. 生涯を通じて安心して暮らすことができる社会環境づくりの必要性」について」説明。

- ・事務局としては、ライフステージにおけるさまざまな不安を網羅的に示しながら、いずれの課題もハード面・ソフト面の両方の対応が連携している必要があるという観点から、一つの項目として載せています。
- ・ご指摘への対応としては、3通りの案を考えました。
  - ①都市のハード面（都市基盤整備に係る課題）、ソフト面（市民のメンタルに係る課題）を分割し、別々のものとして記述する。
  - ②自然災害に関する課題と、人為的、社会的なものに関する課題とに分けて記述する。なお、まき委員からのご指摘にあった、市が対応すべきものと、そうでないものという

分け方については、基本的に市が対応すべきでないものは載せないという方向をとりますので、ここでは②の提案と考えています。

③については、差異のある問題が一緒に書かれているということ認識した中で、区分が明確になるような書き方に直すというような対応の方法があるのではないかと、事務局では考えています。

(金沢委員)

- ・別紙の説明はわかりやすいと感じました。この案で示されている通り、ハード面とソフト面で分けて記載していただいた方がよいと思います。実際に対応する施策も別になるのではないのでしょうか。前者は都市基盤整備、後者は生涯学習に分割されると思います。
- ・他の委員にも聞いてみたいのですが、最終的にはハード面とソフト面を統合して「不安感」と包括していることが必要なかどうかと思います。しかし、ハード面とソフト面を連携させた対応が必要であれば、残すことも考えられると思います。

(河村委員)

- ・基本的には金沢委員の意見に同意します。
- ・序論が6つの項目だてになっているので、その中での「5.」の位置づけを考えなければならぬのだろうと思います。
- ・「不安感」という観点でまとめられていることについて違和感を覚えたのだと思いますので、皆さんの意見を取り入れながら、意見を集約していただければと思います。

(会長)

- ・資料3別紙に示されている①に即して、基本的に事務局が修正するというところでお願いします。

(事務局)

- ・確認させていただきたいのですが、都市基盤に関わるハード面とメンタルに関わるソフト面を分けた場合に、序論の「3.」に都市基盤づくりについて記載されているので、ここにハード面を記載するという方向性でよろしいでしょうか。

(金沢委員)

- ・新たに項を立てる必要はないと考えていたため、そのように対応していただければと思います。

(事務局)

- 一資料3別紙「序論第2章第1節「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」について」説明



- ・ご指摘頂いた部分は、全国的な動向について述べています。「公共的な取り組みへの参画に意欲を持つ人々が増加している」という表現にしたのは、国民生活に関する世論調査において「心の豊かさ」を重視している人の割合が増えているということや、NPO 団体が年々増加していること、住民団体等民間主体が公共的サービスに取り組む事例が全国各地で見られるようになってきていることなどを根拠として、全国的な傾向として記述しています。
- ・これに対して、前回ご指摘のあった「船橋市においてはそうとも言えない」ということへの対応としては、「全国的な動向に反して、船橋市においては公共的な取り組みへの参画に意欲を持つ人々が増加しているとは必ずしも言えない」という表現を、後段の船橋市の論述の部分に付け加えるということが、ひとつの方法として考えられます。

(本木委員)

- ・後段の対応方針のとおりで、結論から言えば良いと思います。
- ・10 年前と比較すればそう言えるかもしれないが、地域福祉計画が本年度策定され、地域福祉活動計画が来年度から始まります。ここで検討した内容を基として述べると、地域福祉計画は5年前と比較しているが、データを見ると必ずしもよくなっておらず、近所同士で地域福祉活動に関わっていきこうという意識は特に変わっていません。
- ・そのため、全国ベースで比較した際に船橋の位置づけが示されるのであれば、それでよいと思います。

(会長)

- ・河村委員からも意見をいただきたい。

(河村委員)

- ・実感としては市民の活動が少しずつであるけれども、公共機関と協力し合うようになってきたように思います。また、船橋においても機運が高まってきたと感じています。
- ・しかし、私はデータを見たことなく、過去と比較すると現状はよくわかりません。

(川井委員)

- ・市民活動に取り組んでいる立場からみると、市民団体の数は、千葉市を除くと千葉県では船橋市が圧倒的に多くなっています。
- ・しかし、市民団体の多くは公共機関には期待しておらず、独自に活動しています。近年では、船橋市に市民協働課が設置されたため、やや変化は見られるが、未だに公共に関心が薄い市民団体が多いように思います。

(まき委員)

- ・「新しい公共」という言葉が、自治体学において積極的に論じられています。しかし、船橋市に市民団体が多いとしても、「新しい公共」が進んでいると示すには不十分という実

態があります。

- ・「新しい公共」と書かれていますが、船橋市ではそこまで至らず、実態が乖離しているのではないかと思います。そのため、「新しい公共」という言葉と実態との乖離を埋めていくための方向性を記載すべきではないかと考えます。

(山下委員)

- ・若い人が点となり、世代を超えて協力するような活動が、比較的のんびりしている丸山地区でもみられるようになりました。コーディネーターや市議会委員を経由して、行政が繋がれば、よい社会になるのではないかという感触があります。

(村田委員)

- ・本木委員の指摘のように、増加しているという実感は薄いように感じます。副会長の指摘のように、認識が増加しているとは感じます。
- ・公共の活動について、市民が理解して行動しているのかということ、行動まで至っていないように思います。公から後押しがないと、行動までに至らないのではないかと思います。

(会長)

- ・具体的な対応については事務局に一任すればよいでしょうか。あるいは、次回まで具体的な対応方針が審議会委員から発言されるのを待つということでもよいでしょうか。

(斎藤委員)

- ・川井委員から、市民団体は行政に期待していないという意見がありましたが、市民の立場から見ると、行政への依存度は大きいと思われる。こうした中で、公共的な取組部分に対する意欲は増加しているというほどには至らないけれども、芽吹き始めている状態は感じられます。

(会長)

- ・停滞していると記載すると将来が暗くなってしまうが、盛り上がっているとは言えない。そのため、上手い表現があればよいと思います。
- ・前半部分の全国的に増加しているという表現はそのままでもよいが、船橋市の状況についてどのように記載するのか、事務局も含めて委員の皆さんに少し考えてみていただきたい。
- ・時間が限られているため、少し進めさせていただきます。不足する時間は延長するか、あるいは別のかたちにするのか、後ほど相談させていただきます。

(事務局)

—資料3別紙「序論第2章第1節全般」

- ・ 対応方針としては、格差と貧困に関するより厳しい認識を、市民の生活に伴う不安全感について述べている序論「5.」で、もう少し書き込むという方法が考えられます。ただ、格差と貧困についての書き込みをここに加えるかどうかについては、もう少し議論が必要かと思われます。

(金沢委員)

- ・ 提案いただいた対応方針でうまくいくかどうか疑問が残ります。
- ・ 船橋市が解決する課題が基本計画の趣旨になっていくとすると、貧困や格差は、国が関与すべき内容が記載されないと、解決できないことも十分想定されます。この点を踏まえながら、課題を序論「5.」に記載していただきたい。

(まき委員)

- ・ 1章や2章においても、貧困対策として住宅施策など市が実施すべき施策もあります。船橋市民が非常に厳しい状況であるという認識を記載して、それに対して市の施策を記載すればよいと感じています。

(会長)

- ・ 事務局は、そのような方向で修正していただくということをお願いします。
- ・ 次のテーマについて検討します。北澤委員と河村委員からの6つのテーマについてですが、何か具体的にこうしたらどうかというような意見はありますか。

(河村委員)

- ・ 序論と分野別計画との関連性も含めて、この課題の切り口を6つに絞るまでの流れを説明していただきたいと感じていたのですが、今回提示された資料で検討プロセスについて理解できました。

(会長)

- ・ 「全般について」のページの後段、「ご指摘を頂いた序論第2章第1節5の6項目は、以下のような検討プロセスを経て整理しました。」の部分で、理解いただけたということですね。

(北澤委員)

- ・ 環境問題の重要性については、これまでの経緯に関して、自然を守ることで場所を守るといった従来型の議論が強調されているように思います。しかし、生物多様性の観点から意見を述べると、場所や面を守るだけではなく、質的に守ることもあります。たとえば、外来種が増えることで、質的に場所の生物や緑が変わっていくことを防ぐこともあります。また、気候変動・ヒートアイランドにより、いままでの種がないのに、空間

だけが残ることもあり得ます。

- このように質的に環境を守っていく際には、行政だけではなく、企業と一緒に守る、あるいは農林業を振興することで守るなど、経済活動を含めた社会全体の観点も含めて生物多様性の保全を考える必要があります、従来とは自然を守る手段が異なってきています。このような観点を含めるべきであると考え、発言させていただきました。

(会長)

- 具体的な修正の方向性には、北澤委員からも専門的な視点から代替案をいただけないでしょうか。

(北澤委員)

- それでは「2. 環境問題の重要性の高まり」の内容について、持ち帰って検討させていただきます。

(河村委員)

- おおむね理解することができました。
- 分野別に挙げた方がよいのではないかという観点もあるかもしれないが、現時点では十分記載されていると思います。

(事務局)

一資料3別紙「序論第2章第2節「1. 人口規模想定」説明」

- 現行の基本計画の推計が途中からダウンしていくかたちであるのに対して、今回の基本計画の推計は、右肩上がりにまだ人口が伸びていくというような推計になっており、この違いがなぜ生じたのかというご指摘だったと思います。当時の人口推計も、基本的には今回用いたのと同じ「コーホート要因法」という手法を用いて行っています。この手法を用いると、過去の推移の影響を大きく受けます。平成2年から7年の5年間の国勢人口ベースの推移が7,547人(1.42%増)で、その前の時期と比べて低い伸びでした。この影響を強く受けているものと思われます。
- 一方、近年は人口の増加率が予想外に高く、今回の推計に用いたのは、住民基本台帳人口と外国人登録人口をベースにしたものですが、平成12年から17年の5年間では3.9%増、平成17年から22年の5年間では6.34%増ということで、前回のものと比べると、大変増加率が高くなっています。これを受けて、推計時も上がっていると考えます。

(副会長)

- 前回の推計値が悲観的に推計されていたのではないかと考えていたため、今回の説明でよく理解することができました。

(事務局)

一資料3別紙「第2章第2節「4. コミュニティ地域」について」

- ・平成12年度、23のコミュニティ区域が設定されていました。これを「27区域にしていきます。」という表現で現行の総合計画書に記載されています。
  - ・追加する区域は、「小室」「坪井」「浜町・若松」「丸山」の4区域としていました。
  - ・平成19年度に、「坪井」が新たに設定され、現在の24区域となっています。
  - ・前回策定時の審議会において、27区域としたのは、主に「生活圏」として地域的・交流的な面から、飛び地や河川・道路による分断などを考慮し、この4ヶ所を提案したものです。
  - ・ただし、地域の様々な問題をきめ細やかにやっていくにはそのくらいの区域分けが必要ではないか、という考え方のもとに設定された計画上のもので、審議会の中で「将来的には地区との話し合いの中で26や25になるかもしれない、がんじがらめに27でやるわけではない。」という共通認識が図られた上で、当面27を前提にここで各種団体と周知、協議していこう、ということで現行のような表現とすることを承認されました。
  - ・なお、仮に平成22年10月1日現在で27地区になった場合の面積・人口の対比表を別紙に作成しました。
  - ・中央より左側が現行の24地区コミュニティでのそれぞれの面積・人口、構成比率を表したもので、右側が27地区コミュニティになった場合のものです。例えば、左側の湊町が右側では、湊町と浜町・若松に、法典が法典と丸山に、豊富が豊富と小室に分かれています。
  - ・左側の24地域での平均面積の比率が4.2%となっていますが、ここからも湊町、法典、豊富の面積比率が突出して高いことがわかります。生活圏と捉える中で、きめ細やかにやっていくには分けた方がよいのでは、というところからこの提案が出されたと考えられます。
  - ・人口に関しては、一概に多いからとは言えないようです。
  - ・別紙に戻りますが、方向性としては、3つが想定されます。
    - ① 「27地区コミュニティにしていきます。」という表現に関しては、計画の基本的条件の一部であるため、「現在24区域設定しています。」という現状認識のみの表現とし、方向性は分野別計画第6章のコミュニティの部分で記載する。
    - ② または、いつまでに、というわけではなく、各地域での話し合いや準備が整えば、「小室」「浜松・若松」「丸山」を独立させて、27までは増やすという意味で現状のまま「27区域にしていきます。」とする。
    - ③ または、「将来的には27まで増えることを想定しています。」など増やす場合の目安を示す。
- というところでの対応をご議論いただければと思います。

(川井委員)

- ・「27 区域にしていきます。」と記載していますが、これに関して妥当だとは思いますが、どのように進めていくのかが明確にされていません。また、27 地域を前提に、各種団体と周知・協議を進めていくと記載されていますが、それもあまり実感として感じられません。
- ・基本計画で記載されているため、地域でも混乱が生まれています。市議会で議論し、記載する以上は、具体的な対応方針を示すべきであるし、対応しないのであれば対応方針③に示されているようにトーンダウンして説明すべきなのではないかと思います。

(本木委員)

- ・前回の計画から1つだけ、平成19年度に坪井地区が独立しました。同地区は計画期間の間から既にコミュニティの活動を進めていましたが、他の3つはそういった機運がありませんでした。それにも関わらず、地区が明確に記載されているため、どのような経緯で、「将来的には27区域にしていきます。」と記されているのか気になりました。
- ・現行計画についてみても、地域の中で議論が熟していないということが、現基本計画の議事録からも読み取れるため、表現には留意するべきであろうと思います。

(会長)

- ・27区域にすることは目標値としては構わないが、その道筋は見えていないというご指摘です。一方で、「想定しています。」という表現は人ごとのように思えます。

(川井委員)

- ・坪井地区は独立して一気に街ができたので、そういった機運が盛り上がったのかと思います。他の地区でも、たとえば丸山地区は人口が約1万2千人もあり、鎌ヶ谷市により飛び地になっている。ここには新しい住人が多く、古くから住む人が多い法典地区とは全く気質が異なっているので、コミュニティとして独立はしていけると思います。
- ・しかし、コミュニティは出来ているものの、今後のプロセスを明示しないまま、行政が基本計画で明確に設定を打ち出すと、住民が困惑すると思います。今後の方向性の見える道筋をしっかりと示す必要があると思います。

(まき委員)

- ・この審議会では、将来の船橋市がどうあるべきかを共有する場だと考えています。
- ・対応方針が3つ示されているが、27地区コミュニティが適切であるのかどうかの意識共有をして、市として道筋を示して計画の中で盛り込んでいくべきだと考えています。
- ・一方で、機が熟していないという判断をするのであれば、対応方針の③に示されているような状況をトーンダウンする表現するべきだと思います。船橋市は、具体的なプロセスを提案していけるのかどうかだと思います。

(山下委員)

- ・昔から、丸山地区は単独になるらしいという話は、私の周りにも伝わっていますし、私自身もそのように感じていました。

(川井委員)

- ・そういう噂を地域の住人からも聞いていますが、行政が中心となって進めていくと市民は考えており、受け身の姿勢となっています。一方で、基本計画をみると、明確なプロセスが描かれていない。このように行政と市民の意識の乖離があるため、このあたりは明確にしてほしいと思います。

(本木委員)

- ・現行の基本計画が独り歩きをしている印象があります。地区コミュニティとして成立するための条件が不明確です。おそらく、面積や人口の規模だけで決定されるのではなく、コミュニティとしての基盤整備があると想定されます。行政はどのようにコミュニティの基盤整備を進めていくのか、どう目指していくのかなど、27 地区になる条件が整備されていないと目指すことも難しく、市民に混乱を与えたいと思います。

(会長)

- ・現在で、一時間半経ったため、ここで休憩を入れて、対応方針を折衝したいと思います。

－休憩

(会長)

－「小委員会の設置について（案）」説明

- ・事務局から小委員会の案を作っていただきましたので読み上げます。

総合計画審議会の各会の最後に、次回までに開く小委員会の分を決定するものとする。人数はコアメンバー、追加メンバーを合わせて5名程度を上限とする。審議会の議論を基に素案の修正、加筆等の方向性を整理し、審議会に提案をしていただく。次回審議会までの間に1回程度の開催とする。計5回程度を想定。最大10回まで可能。取り残し事項がたまっている場合には、まとめて数回開催することも想定。開催日時は、総合計画審議会の各会議後に小委員会メンバーで調整していただく。この内容をご承認いただけるのであれば、この委員会が終わった後に、小委員会の準備会を開催させていただきたいと考えています。メンバーについては、5名を上限と記載しているが、必ずしもその限りではありません。いかがでしょうか。

(副会長)

- ・今日終わった後に、地区コミュニティについて、第1回小委員会を開催するのはどうで

しょうか。

(椎名委員)

- ・小委員会の設置は賛成です。ただ、何のために審議会を開催しているのか、自分自身が十分に理解できていないよう感じています。
- ・今のコミュニティの話で言えば、事務局は 27 地区にすること自体が目的ではなく、10 年前の基本計画に記載したことを今後も続けていきたいと考え、素案に記載しているに過ぎません。そのため、仮に現在の事務局に理由を求めても、過去の資料から経緯や議論を見つけ出して説明するしかないだろうと思います。
- ・そのため審議会では、このままこの計画を進めるべきか、時流が変わったので 27 地区にする必要がない等の議論をすべきなのではないかと考えています。全体的にテンポよく審議会を進められたらと思います。

(会長)

- ・コミュニティが独立するまでの成熟度をいかにして評価・判断すればよいのか、時間をいただきたいと、休憩中に事務局から説明をいただいています。
- ・終了後に時間がある人は残っていただき、小委員会の設置について議論させていただくことに併せて、この地区コミュニティの条件についても意見を集約させていただきたい。
- ・15 ページの土地利用については、地図のカラー版が提供されたが、本木委員から意見はありますか。

(本木委員)

- ・いただいた資料で判別できました。

(会長)

- ・金沢委員の指摘については、時間がかかる内容と想定されるため、先送りにさせていただき、「その他」について説明していただきたいと思います。

(事務局)

—資料 3 別紙「その他」説明

- ・この部分については、事例を書かせていただいたように、近隣市との共同研究等を行っていますし、また具体的な事業として取り組みが始まっているものもあります。ただ、まだ十分でない部分がありますので、継続的に今後とも連携を強化していきたいというようなことで、これを分野別計画の第 7 章、7-2-1 の広域的な連携というところで記述しています。

(椎名委員)

- ・いただいた説明で納得しました。



- ・なお、資料説明の際には、ページ番号を教えてください。

(会長)

- ・併せて、資料については、通しのページ番号を記載してください。

(森田委員)

- ・確認させていただくと、本委員会の終了後は、小委員会の準備とコミュニティについての2つを議論するという理解でよろしいでしょうか。

(会長)

- ・そのとおりです。
- ・では、序論については、ここまでで一区切りをさせていただきます。

## 2. 分野別計画 第1章

(事務局)

### ー「素案」第1章について説明

- ・素案の40ページをご覧ください。まず、最初に分野別計画のページの見方をご説明いたします。左上に、見出しとして、「第1章 政策1 生涯にわたる健康づくりの推進」とあります。ここは、前回の審議会でご説明しました「基本構想」にある施策の大綱の部分のため、今回は見直しをしない部分です。ここで示す、第1章の1と政策の1が、その下にある1-1-1の左のふたつを表しています。最後の番号1が、このページで扱う基本施策名「健康で安心した生活ができる環境の整備」の番号を表しています。では、ここで、32ページをご覧ください。第1章の体系図を示しております。一番うえに、第1章とあるのと、政策1「生涯にわたる・・・」と続くのが、くりかえしになりますが、基本構想にある部分です。分野別計画のページでは、このページの基本施策と施策の部分について、記述しています。本日から数回に渡り審議いただく各分野別計画は、各章の体系図にある番号を各ページの左上に示すという共通ルールに基づき表しています。

では、再び、40ページにお戻りください。基本施策ごとに、原則として見開き2ページに納まるよう、レイアウトしております。左ページにタイトルとして基本施策を示し、その下に「現状と課題」を示し、現状と課題を受けた基本方針として「めざすべき姿」、その下にめざすべき姿を達成するための「施策の方針」、それから「指標」と続きます。右ページには施策を記載し、各施策の主要事業を記述しています。指標については、それぞれの所管課において、設定したのですが、原則として、行政が何をどれだけ実施したかではなく、施策を実施した結果、市民にどのような成果があったかを図るものとして、1施策につき1指標となるように検討してきました。

現状値は、各指標における直近の数値を記載しております。目標値については、施策それぞれの性質、現状等が異なり、施策の成果を適正に評価することが困難になることから、一律何%UPのような設定ではなく、現状値やこれまでの伸び率などを参考に、単なる経年変化でない努力値や国が定める理想値などを、指標ごとに目標値としています。従いまして、業務上で取得できる数値もあれば、市民満足度をアンケートにより取得することを想定しているものもございます。

なお、全ての現状値について、来年度に最新の数値に変更するとともに、それに伴い、変更の必要がある場合は、目標値の再設定も行う予定でいます。場合によっては、より適切な指標へと変更することも考えられます。

また、本日、資料6として、お配りさせていただきましたが、素案作成以降に所管課において、再度、目標値を精査した結果などにより、数値等を修正・訂正させていただきたい箇所がございます。このあと該当するページで説明させていただく予定でしたが、時間の関係で資料6を確認していただくということでお願いいたします。もし、何かご質問があるようでしたら、個別のご説明させていただきます。

以上、ページの見方について、ご説明いたしました。

- 111 健康で安心した生活ができる環境の整備

それでは、40ページの内容をご説明します。「111 健康で安心した生活ができる環境の整備」です。

ここでは、適切な医療を受けられる環境整備、安定した保健医療サービスの提供にむけた保健・医療・福祉の関係機関の連携や救急医療体制の充実などについて記載しております。

なお、指標の現状値及び目標値が空欄となっておりますのは、来年度に市民意識調査を実施し現状値を取得したうえで、目標値を設定する予定であるためです。

- 112 健康な生活のための予防体制の確立

42ページをご覧ください。「112 健康な生活のための予防体制の確立」です。ここでは、市民に健康に対する意識を高めてもらうための取り組みについて記載しております。

健康づくりにつなげるための啓発や妊産婦・乳幼児を始めとする不安を抱えた人の相談体制の充実や各種検診や予防接種など、市民の健康維持につながる施策のほか、平成15年度の中核市移行に伴い保健所が設置されたことをうけて、施策の実施主体としての立場から、感染症や食中毒発生時の拡大防止策や業務継続計画の策定による体制整備について記述しています。

- 113 安心して療養できる支援体制の充実

46 ページをご覧ください。「113 安心して療養できる支援体制の充実」です。ここでは、難病患者や結核患者等が安心して療養できるための支援体制の充実について記載しております。

患者や家族の不安を解消するための相談体制や情報提供の充実のほか、医療費負担の軽減や療養に必要な指導の充実などについて記述しています。ここに記載する内容も、保健所設置に伴い、現行計画に比べ具体的なものになっています。

- 121 地域一体となった社会福祉の体制整備

48 ページをご覧ください。「121 地域一体となった社会福祉の体制整備」です。ここでは、市民一人ひとりが生き生きと暮らしていける地域を目指し、地域住民がお互いに支えあえるような社会構築のための理解と参加を支援する体制づくりや地区社会福祉協議会・民生児童委員協議会の支援、ボランティア団体の支援・育成について記載しております。

- 122 次代を担う子どもの育成

50 ページをご覧ください。「122 次代を担う子どもの育成」です。ここでは、次代を担う子どもの育成として、子育て支援に関する施策について記載しております。子育てに関する不安感を解消するための情報提供の場や相談体制の充実、児童ホームや放課後ルームにおける児童の健全育成、関係機関と連携した虐待防止のための取り組み、急増する待機児童解消のための保育所整備や耐震化対策、障害児施策、ひとり親家庭への支援などです。

- 123 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

54 ページをご覧ください。「123 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築」です。ここでは、障害のある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるようにするための施策について記載しております。障害や障害者について正しい理解ができるような啓発活動の推進や、障害者の社会活動参加支援、就業支援や地域で暮らせるための生活環境の充実などといった内容です。

- 124 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

56 ページをご覧ください。「124 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり」です。

ここでは、本市においてもこれから増加する高齢者に対する施策を記載しております。住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるように、高齢者の豊富な知識や経験を地域で活かせる場の提供や、また、介護や支援が必要となった場合でも、可能な限り在宅で暮らせるようなサービスを充実する取組みを記載しています。さらに、在宅生活が困難となった場合に備えた介護サービスの充実について記載しています。

56ページの現状と課題の1行目に修正がございます。高齢化率として、22年4月に19.5%とあります。これは、住民基本台帳登録者数のみの数値です。これを、11ページの人口推計の基礎数値で用いた、平成22年10月現在の住民基本台帳と外国人登録者数による高齢化率である19.3%に修正させていただきたいと思っております。ちなみに、32年度には、23.6%となると推計しています。

#### ● 131 介護保険事業の推進

58ページをご覧ください。「131 介護保険事業の推進」です。ここでは、進展する高齢化で介護サービス利用者の増大が予想されるなか、介護保険財政の安定化・健全化を図るための保険事業の計画的運営と、それにより介護を必要とする高齢者が適切かつ効果的にサービスが利用できるようにするため取組みについて記載しています。

#### ● 132 国民健康保険事業の推進

60ページをご覧ください。「132 国民健康保険事業の推進」です。ここでは、国民皆保険のひとつとして、市民が安心してサービスが利用できるようにするため、国民健康保険の健全化に向けた取組みについて記載しています。

なお、現在、国において検討中の後期高齢者制度の廃止と国民健康保険事業の県を単位とした広域化構想に関する部分については、現段階で判明した範囲内で記述していますが、今後、新制度の枠組みに合わせて、記載内容を修正していく必要があると考えています。

#### ● 133 国民年金事業の推進

62ページをご覧ください。「133 国民年金事業の推進」です。ここでは、国民年金の適切な運用のために、市民の年金受給権が確保できるような啓発や相談業務の充実を挙げています。

#### ● 134 生活保護世帯等の自立支援の推進

64ページをご覧ください。「134 生活保護世帯等の自立支援の推進」です。ここでは、急増する生活保護世帯が自立した生活を営めるようにするための相談や指導等自立

支援についてと、ホームレスやホームレスとなるおそれのある人への相談支援について記載しています。

第1章の説明は以上です。

(会長)

- ・何か意見はありますか。

(金沢委員)

- ・どの部分が審議会の議論の対象になるのか、再度説明していただきたい。

(事務局)

- ・基本計画では上位計画である基本構想の部分は変更できません。具体的には、40 ページでいうと左上に記載されている「第1章 政策1 生涯にわたる健康づくりの推進」、32 ページの体系図で見ると、左上に記載されている「第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち」と、左側に記載されている「政策」である「1 生涯にわたる健康づくりの推進」等が基本構想となり、変更できない部分です。中央部に記載されている「基本施策」や「施策」の部分は変更可能となっています。40 ページに戻ると、タイトルが「基本施策」となっており、施策は1) から3) とそれぞれ対応しています。

(本木委員)

- ・審議会では、32 ページの施策体系やリーディングプランは議論が終わったと解釈すればよいのでしょうか。

(事務局)

- ・リーディングプランは、分野別計画をご議論いただいた後に、第7章の部分と併せて第5回の1月26日開催の審議会で議論する予定となっています。
- ・事務局としては分野別計画を一通り踏まえた後に議論したいと考えています。
- ・また、32 ページの体系の組み方について議論することは可能です。現在の説明では、基本施策ごとに説明していますが、その組み替えについて見直しが必要であるという意見も発言していただければと考えています。

(本木委員)

- ・たとえば、32 ページに「心のかよった社会福祉の推進」とあるが、「基本施策」でも「地域一体となった社会福祉の体制整備」となっており、両方とも「社会福祉」という単語を使ってよいのか疑問を感じました。
- ・平成12年の社会福祉法の改正以降、地域と一体となった福祉の推進は、「地域福祉」という概念で整理されています。「社会福祉」は広義の概念であるため「政策」の部分の表

現としては適切ですが、基本施策1をみると、「地域一体となった社会福祉」となっており、「地域福祉」の方が表現として適切であるように思えます。

(会長)

- このような議論は庁内でもされましたか。

(事務局)

- 事務局では「社会福祉」か「地域福祉」のどちらの表現が望ましいのかについては議論していません。

(会長)

- 審議会として、表現が望ましいのかをこの場で再度検討するかどうか。他の委員から意見はありますか。

(金沢委員)

- 法改正に伴って福祉の表現が変更されたと思われます。「社会教育」が「生涯学習」になるなど、法律の変更に伴って用語の概念が変わってきているため、ここに限った議論ではありませんが、概念が法律によって改めて定義されている場合には、表現に合わせたほうがよいのではないかと思います。この場合では、法律の内容を確認の上、「地域福祉」が望まなければ、このように表現を修正していただければと思います。

(会長)

- 事務局も法改正を踏まえつつ、表現を再検討していただきたいと思います。

(事務局)

- ご指摘の点について内部で検討します。

(河村委員)

- 54ページのタイトルをみると、「障がいがある人もない人も」と記載されているが、結果的には障がい者がいきいきと暮らせるための政策が記載されています。そのため「障がいがある人もいきいきらせる社会の構築」等の方が、日本語としても通りがよいのではないのでしょうか。

(事務局)

- 障がいがない人も含めているのは、健常者の障がいのある人への理解を深めるための啓発もひとつの施策として記載されていることが理由として挙げられます。そのため、このように記載しました。

(本木委員)

- ・千葉県条例をみると、「障害がない人もある人も」という記載になっています。その表現を踏まえているのではないかと理解しています。

(河村委員)

- ・既に表現があるならば、利用してもよいと思います。

(森田委員)

- ・現行計画と現在の素案の対応資料があるとよいと思います。新規・廃止・継続等の対応資料が整理されて、補助資料として提示されていると意見が述べやすくなります。

(事務局)

- ・次回の委員会までには、準備します。

(会長)

- ・1章・2章も含めて、新旧の対応を示した資料の準備をお願いします。
- ・今回説明を受けて、今日この場だけで議論するのは難しいかと思しますので、第2章の説明をしていただいて、次回までの日程の間にまたご意見をいただきたい。
- ・次に、2章の説明をお願いします。

### 3. 分野別計画 第2章

#### —素案第2章の説明

第2章について説明させていただきます。本章では、自然と共生した都市環境の創造、環境負荷の少ない資源循環社会の構築、安全・安心な市民生活を支える環境づくりに関する内容についてまとめております。

先ほど、第1章において、原則として1施策1指標であることをご説明いたしましたが、第2章においては、この原則によらない、複数の指標を設定している施策がいくつかございます。また、施策の内容によっては、指標を設定していないものもございます。

#### ● 211 親しみと安らぎのある水辺の整備

68ページをご覧ください。「211 親しみと安らぎのある水辺の整備」です。ここでは、市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、河川の水質改善、健全な水循環系の再生、自然に親しむことのできる水辺空間等の整備について記載しております。ここで、申し訳ございませんが、指標を修正させていただきたいと思っております。指標のひとつめ、こちらは、海老川流域水循環再生構想に基づき、5年おきに取得する推計値となっております。これを毎年計測できる実測値に修正させていただきます。

詳しくは、資料 6 をご覧ください。詳しい説明は省かせていただきますが、他の修正につきましても、資料 6 のほうにまとめてございますので、ご確認くださいませよう願いたします。

- 2 1 2 豊かなみどりの保全と創出

72 ページをご覧ください。「2 1 2 豊かなみどりの保全と創出」です。ここでは、豊かな緑が保全・創出された都市を形成するため、公園緑地の整備や、緑と水のネットワークの形成、市民等との連携による緑の維持・管理、市内に残る貴重な自然林等の保全について記載しております。また、現行の計画第 4 章において記載されております山林の保全について、里山の保全として記載しております。

- 2 1 3 自然と共生したまちづくり

76 ページをご覧ください。「2 1 3 自然と共生したまちづくり」です。ここでは、人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生物多様性の確保のための取り組みや、三番瀬の保全・再生、環境共生まちづくり条例等に基づく環境と調和したまちづくりについて記載しております。また、施策の方針においては、エコロジカル・ネットワークの形成について記載しております。

施策 1 「生物多様性の確保」につきましては、これから取り組まなければならない、市の方向性を明確にすべきものとして挙げております。しかしながら、まだ、市として取り組むべき施策の方向に具体性がないことから、指標は掲げておりません。

施策 2 「三番瀬の保全・再生」につきましては、ラムサール条約へ登録し、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生、利用を図る旨を記載しております。また、ふなばし三番瀬海浜公園を含め、三番瀬全体を体験型環境学習の場として活用していく旨を記載しております。

- 2 2 1 環境負荷の少ないまちづくり

80 ページをご覧ください。「2 2 1 環境負荷の少ないまちづくり」です。ここでは、地球温暖化対策や資源循環・省エネルギーといった取り組みの促進、公害の防止、まちの美化の推進について記載しております。

現行計画に記載されております I S O 等環境管理システムの取り組みにつきましては、施策 1 本文 4 行目において、「事業者については、自主的・積極的な環境配慮に対するシステムづくりを普及・促進します。」という形で記載しております。

- 2 2 2 循環型社会の構築



84 ページをご覧ください。「2 2 2 循環型社会の構築」です。ここでは、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、ごみ減量化やリサイクルを促進するための取り組み、北部・南部清掃工場の建替等によるごみ処理体制の整備・充実について記載しております。

- 2 2 3 汚水処理体制の充実

86 ページをご覧ください。「2 2 3 汚水処理体制の充実」です。ここでは、衛生的で文化的な市民生活を確保するため、下水道の効率的な整備促進、し尿処理体制の充実について記載しております。

- 2 3 1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

88 ページをご覧ください。「2 3 1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実」です。ここでは、災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、防災意識・防災対応力の向上、防災体制の整備・充実、治水や耐震化による都市防災機能の向上について記載しております。

危機管理については、現行計画では第2章においてのみ記載しておりますが、昨今の危機の中には感染症等健康管理に関するものや事故、コンプライアンス等も含まれることから、後期基本計画においては、第1章・第2章・第7章において書き分けることとなりました。その結果、第2章においては、「自然災害・緊急事態への対応」について記載しております。「現状と課題」第3段落3行目「自然災害・緊急事態への一元的危機管理体制の整備を進める」という記述がそれに当たります。

また、業務継続計画につきましても、施策2本文第2段落と主要事業の2つ目に記載しております。主要事業名は「災害時における業務継続対策の推進」となっております。ちなみに、第1章においては、「健康危機管理の推進」について記載しております。44 ページをご覧ください。「1 1 2 健康な生活のための予防体制の確立」の施策4がそれに当たります。また、主要事業として、「健康危機管理体制の整備」を掲げております。第7章においては、「全庁的な危機管理機能の強化」について記載しております。177 ページをご覧ください。「7 1 2 自律的・効率的で透明性の高い行政経営」の施策1「適正な行政組織の確立と人材の育成」、こちらの2行目から4行目の記述、また、主要事業の二つ目がそれに当たります。

- 2 3 2 犯罪のないまちづくり

それでは、第2章に戻りまして、92 ページをご覧ください。「2 3 2 犯罪のないまちづくり」です。ここでは、安全で安心な地域社会を実現するため、市民・事業者・警察・

行政の連携による防犯体制の充実や、自主防犯活動の支援について記載しております。

- 233 市民を守る消防体制の充実

94 ページをご覧ください。「233 市民を守る消防体制の充実」です。ここでは、火災や災害から市民を守るため、火災予防体制の充実や、デジタル化に対応した消防力の充実、増加する救急需要への対応について記載しております。

- 234 清潔で安心な暮らしの実現

98 ページをご覧ください。「234 清潔で安心な暮らしの実現」です。ここでは、衛生的で快適な生活環境を確保するため、防疫体制の充実や動物愛護事業、霊園・四市複合事務組合による斎場の整備・充実について記載しております。

- 235 良好な住まいの整備

100 ページをご覧ください。「235 良好な住まいの整備」です。ここでは、市民が安心して安全に暮らせる良好な住環境を実現するため、低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等に対する住宅セーフティネットの整備や、建築等相談業務の充実、紛争の防止・調整について記載しております。

第2章の説明は以上です。

(会長)

- ・当初の予定時刻まで30分ほどありますが、何か意見はありますか。

(副会長)

- ・新基本計画における特徴として指標の設定が挙げられます。目標値はどのように設定されたのか説明されると、市民へより理解を促せると思います。既に簡単に説明をいただいています。もう少し敷衍して、どういう経緯で数値が出てきたのか説明していただきたい。

(会長)

- ・全ての指標について説明すべきということでしょうか。

(副会長)

- ・指標設定の基本的な考えについて説明していただければと思います。先ほど、国の計画目標を基に目標を設定したと述べられていましたが、基本的には船橋市を対象とした事

業が多いと想定されることから、独自に設定したものが多くのではないかと思います。

- ・指標の設定は非常に難しいと想定されるため、特に知りたい部分です。

(森田委員)

- ・一番わかりやすいのは、算定根拠値です。目標値を出す場合には、必ず算定根拠があり、マーケット分析等によって定量的に出してきていると思われるので、算定根拠値を備考欄等に記載することも可能ではないでしょうか。

(事務局)

- ・たとえば、42 ページの「胃がん検診の受信率」の 8.2%から 50%までに向上させるとしています。この備考欄にある、受信者、対象者の具体的な数値を記載するというイメージでよろしいのでしょうか。

(森田委員)

- ・おそらく算定根拠値は、項目によって異なることが想定されるため、一律の方法で算出すべきという意見は出ないと思います。そうではなく、審議会委員が読んで理解できればよいと考えています。

(会長)

- ・「胃がん検診受診率」を 8.2%から 50%にするのは非常に難しそうであると思います。なぜ 50%にしたのかというような考え方ということでしょうか。

(企画調整課長)

- ・指標設定については、各担当課に確認して記載していますが、基本的に算定根拠が示されているものや、個別計画等から引用しているものもあれば、各担当課の強い思いで設定している部分もあります。
- ・このように、記載することが難しい指標もあるため、算定根拠を示せるものだけを記載していくような対応になるかと思います。
- ・加えて、備考欄のスペース的に問題があるかもしれません。

(金沢委員)

- ・たとえば、102 ページに個別計画の一覧が示されています。環境基本計画については算定根拠を出すためにはあいまいな部分もあるが、生活排水対策推進計画のように比較的数値が正確に算出されているものもあります。
- ・市議会議員として各種計画をチェックしているため把握することは可能ですが、他の審議会委員は理解することが難しいと思われます。まずは、算出根拠の有無よりも、引用した参考資料や計画を記載するだけでも理解しやすくなると思います。

(まき委員)

- ・森田委員の発言は重要な意見だと思います。数字が記載されればよいわけではなく、算定根拠を示すべきだと考えています。もし、算定根拠が示しにくいのであれば、意気込みを含めて記載すべきだと思います。備考欄への記載が難しいのであれば、参考資料で構わないので、算定根拠を明確にすることはとても重要だと思います。

(企画部長)

- ・備考欄にすべて書ききるのは難しいので、別添の資料として考え方を整理したものを次回用意したいと思います。

(副会長)

- ・43 ページをみると主要事業が書かれていますが、この主要事業が全部指標設定の対象になると思われます。たとえば、指標は「母子健康手帳発行時の保健師の面接率」となっていますが、母子健康手帳ひとつみても、手帳の交付率など、様々な項目が想定されます。そのため、指標はどのように選択されたのかを示していただきたい。

(企画調整課長)

- ・42 ページなどに掲げている指標は、担当課から各施策に対する指標を提示してもらっており、担当課が算出できない指標については提示していません。

(事務局)

- ・補足しますと、各施策の指標は、各担当課から複数案を提示してもらい、その中から何が最も代表しているのかを選定するというプロセスを採用しています。
- ・施策に対して複数の指標を掲げることで目的が不明確になることを避けるため、基本的には1つの施策に対して1つの指標を掲げています。

(会長)

- ・指標全体については次回事務局から説明していただくとして、さらに個別に指標についての代替案についてもご意見をいただけたらと思います。

(本木委員)

- ・指標の現状値と目標値を掲載するとなると、この審議会はどのように責任を担保することになるのでしょうか。仮にその部分も含めて責任を負うことになると、たとえば、94.5%から数%向上させるような指標から、8.2%に50%まで向上させるような期待値として掲げられていると想定される指標もあります。算出根拠まですべて検討していく必要があると想定すると、それは結構大変な作業であると思われます。
- ・根拠を知りたいとは思いますが、その根拠を知った以上は、その根拠についても責任を持たないといけないと思われますので、事務局が算出根拠まで詳細に検討することが可

能かどうかは意見として申し上げておきます。

- ・ 91 ページの主要事業で、海老川調節池の整備などの県の事業も記載されているが、県の事業を市の行政計画の中に盛り込む意図は何ですか。もし、入れ込むとすると、河川の浚渫や排水などの県の事業についても対応が必要になるのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・ 素案 3 ページの第 3 節「計画の対象事業」において、「必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします」と記載しています。
- ・ 基本計画には 99%は市の事業が記載されているが、説明の中で国・県・民間の事業が掲載されないとわかりにくい部分については必要に応じて記載しています。

(本木委員)

- ・ 非常によい考えだと思います。市に意見を申し上げた際に、県所管の事業であることもままあるため、基本計画内で確認できると市民にとって非常に助かると思います。

(河村委員)

- ・ すでに一度メールでも確認していますが、情報共有も兼ねてもう一度質問させていただきます。
- ・ 66 ページをみると、個別計画が一覧表で示されています。前回の審議会で武藤会長から、計画の整合性が重要であると説明がありました。
- ・ 一方で、分野別基本計画と今後策定される個別計画との整合性は必要ですが、既存の個別計画との整合性を図る必要はあるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 基本的には個別計画の担当課から意見を集約しているため、計画の整合性は保たれていると思われます。
- ・ ただし、個別計画の全てがそのまま反映されているわけではなく、基本計画にふさわしい内容に修正を施している部分もあり、次回に個別計画が修正される際には、上位計画である基本計画の内容に沿った形で各計画に反映される予定です。

(河村委員)

- ・ メールでもそのように回答をいただいておりますが、改めて確認させていただきました。

(金沢委員)

- ・ 第 1 章の 51 ページをみると、子育て支援に関して、本文の記載からはどこまでの年齢層を対称にしているのかが明らかではないのですが、少なくとも 0 歳～18 歳までを対象とすると、教育機関との連携が問題となることが想定されます。障害児教育については、どこかで福祉分野と教育分野の連携について触れる必要があるのではないのでしょうか。

- ・ 60 ページには国民健康保険の広域化が進められており、国会を含めて議論されることが想定されます。先ほどの意見とやや矛盾しますが、基本計画のスタンスとしては、仮に法律に定められても、市民にとって良いことを記載するべきであって、広域化を前提に議論を進めていくことには非常に疑問です。
- ・ 同じように、第 2 章の危機管理の部分においても、船橋市の危機管理について、国民保護法を前提にして整備をしていくという記載があり、こちらも船橋市民の立場から議論するべきです。国民保護法に基づいて整備するというのはいかがなものかという議論も進められています。
- ・ 法律を引用するというのは、正確であり、内容の具体性を高めることにも寄与しますが、議会等でもあまり同意が得られていない法律について、あまり引用することは望ましくないのでしょうか。

(事務局)

- ・ 教育と子育てに関連すると、厚生労働省でも、こども省の設立も議論されています。
- ・ 先ほど、子育ての中での社会福祉という側面についての指摘については、このような記載に留まっていますが、後日検討する 24 ページのリーディングプランでは、「笑顔があふれる子育て・子育てのまち」の中で、保育園・幼稚園・学校との連携について謳っており、このような視点で施策に取り組んでいきたいと思えます。

(会長)

- ・ 2 点目に付いては、事務局から意見はありますか。

(金沢委員)

- ・ 国民健康保険の広域化や国民保護法という記述が望ましいのかは各委員の意見が分かれる点であるため、もし、語句の表現について別途小委員会が開催されるのであれば、その場で議論してもよいと思えます。

(会長)

- ・ この場で収束しなかった議論については、小委員会で対応することにしたいと思います。

(健康部長)

- ・ 国民健康保険については、国でも詳細について明らかになっているわけではありません。従って、総合計画審議会ではどのような方向性で記載すべきか示されれば、国の方向性が明らかになった段階で、これらを踏まえた内容に修正させていただきたい。

(北澤委員)

- ・ 先ほど、77 ページでは生物多様性の確保に関する施策が明らかになっていないため、指標が示されていないという説明をいただきました。私は環境基本計画の策定にも携わっ

ており、記載できなかった点については申し訳ないと感じています。

- ・ 77 ページの施策をみると、これだけでは対応できないように思えます。そのため、国では環境基本法があり、その下に2つの基本法として「生物多様性基本法」「循環型社会形成基本法」があり、これらは施策1)、施策2)に対応します。他にも、みどりの基本計画などの計画もあり、農林業の問題も含めて、分野横断的な対策がないと、生物多様性への方向性が示されないと感じています。
- ・ 現在、国が中心となり自治体へ「生物多様性地域戦略」を策定するよう推進している。もし、方向性が見えないため、指標を設定していないとするならば、生物多様性地域戦略の策定そのものを長期的な目標に組み込んでいくことが必要なのではないかと考えています。

(椎名委員)

- ・ 船橋市でいうと、三番瀬が挙げられます。習志野市だと谷津干潟があり、以前よりラムサール条約に登録しています。船橋市も近接している三番瀬の環境保全を考えているでしょうし、これについても基本計画に記載していただきたい。

(事務局)

- ・ 77 ページの施策2では、三番瀬の保全・再生について記載しています。

(椎名委員)

- ・ 説明を補足させていただくと、習志野市の谷津干潟の周辺では、谷津船橋インターチェンジが整備される予定です。谷津干潟は、船橋市と隣接している干潟であるため、保全に向けて習志野市と協力するのかどうかを示していただき、協力するのであれば記載していただきたい。

(環境部長)

- ・ 谷津干潟についても、併せて三番瀬の保全の中に書き込むという理解でよろしいでしょうか。

(椎名委員)

- ・ 三番瀬という記載では、船橋海浜公園周辺をイメージします。その三番瀬に谷津干潟が含まれているのであればよいのですが、三番瀬と谷津干潟は別のものと認識があるので、隣接の市町村として谷津干潟の保全に協力し合う部分があるのかどうかを整理して記載していただければと考えています。

(本木委員)

- ・ 市川市・浦安市の海岸線や、習志野市の谷津干潟などすべてが三番瀬です。これまでの議論では、共同して保全するとされていましたが、なかなか統一することができない状

況です。ラムサール条約に登録するという方向にはなっており、本年12月までには、千葉県から方向性が示されると思われます。

- ・国の鳥獣保護区の特別保護地区に認定されないと、ラムサール条約に登録できない状況になっています。そこまで議論が進んでいないため、もし基本計画の中に今後の方向性が示されれば、市民活動も進めやすくなると思います。果たして今回の基本計画には記載できるのでしょうか。

(川井委員)

- ・三番瀬と谷津干潟は別だと認識しています。地元漁師の話を見ると、谷津干潟は干潟であるが、三番瀬は干潟ではなく藻場であって、干潟は一切なかったということです。
- ・76 ページに生物多様性が確保されたという表現になっているが、これも適切ではないと思っています。私の幼いころは、船橋の海で、どこを掘ってもアサリが取れ、小魚もいましたが、現状アサリは放流しているものですし、砂浜でも生物らしいものはおらず、生物多様性が確保されている状態とはいえません。本当の三番瀬がどうだったかの議論があまりされていないと思います。
- ・地元の漁師によると、昔の三番瀬には藻が多く、船を乗り入れられなかったと言われています。そういう形に復元していかなければならない中で、生物多様性が確保されていると記載してよいのか疑問です。
- ・また、三番瀬だけを確保すればよいのかという問題もあります。環境は点ではなく、コリドーと呼ばれるように面で守る必要があります。たとえば、三番瀬も上流部に海老川があり、その上流の湧水や里山環境が生態系に大きく寄与しています。小さな視点ではなく、より広い視点で記載すべきだろうと思います。

(会長)

- ・時間も過ぎたため、終了後に小委員会を開催することにして、いくつかの質問を残して、一区切りさせていただきます。

(まき委員)

- ・84 ページ「循環型社会の構築」、85 ページ「ごみ減量化・リサイクルの促進」に関して、現在では3Rから2Rとなっています。現在では、容器リサイクル法によって、リサイクル率が上がっていますが、自治体の回収コストが増加しています。施策1で、リサイクルの促進を訴えるのは時流に遅れていると思われるため、リユースとリデュースの2Rの観点で検討し直していただきたい。

(森田委員)

- ・個別の部分について質問があるが、今回は省略します。
- ・施策の実施には費用がかかると思われますが、昨今自治体の財政は厳しい状況であり、資源配分について示していただきたい。「縦串」の施策は非常に細かいが、「横串」の施



策がどのように示されるのか非常に気になりました。第7章やリーディングプランで集約される予定なのでしょうか。

(事務局)

- ・「横串」とは、横断的にみて財政的に成り立たせるような行財政のあり方という理解でよろしいでしょうか。

(森田委員)

- ・おそらく、基本的にそのようなことを踏まえた上で「縦串」が設定されていると想定されますが、船橋市がめざすべき姿といった総括したものがあり、その中で選択と集中により施策が示されていると思われます。このような「横串」は何かを説明していただきたいのです。
- ・もし、結果として「縦串」だけで完結するならば、それでもよいかと思います。

(事務局)

- ・分野別に見るとどれも重要な施策が並んでいる中で、特に限られた財政状況の中で何を重点的に行うのかということについては、リーディングプランの中で考え方として記載しています。
- ・1章～6章それぞれの施策については、進むべき方向性を示しているものであり、10年間の予算をすべて勘案して基本計画が策定されているわけではありません。

(企画部長)

- ・今後の財政のあり方については、第7章で記載されており、第1～6章は今後の進むべき方向性が記載されています。具体的な予算編成については、実施計画を策定していく中で、勘案しながら進行していくことになると思います。

(会長)

- ・時間を過ぎたため、ここで中断したいと思います。
- ・次に「4. その他」について事務局から説明をお願いします。

#### 4. その他

(事務局)

- ・この後、小委員会については、個別に日程調整をしていただきたいと思いますと思いますが、第3回審議会については、12月16日18:00～20:00で開催します。
- ・内容については、本日までの積み残し事項に加えて、第3章と第4章について検討しますので、事前にお目通しいただけると幸いです。

(会長)

- ・「4. その他」について、何か委員から意見はありますか。(特になし)
- ・では、これにて本日の総合計画審議会は終了します。

(以上)